

3. 観光地域ブランド確立支援事業

平成29年度予算額案
:205百万円

概要

国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進するため、地域の取組段階に応じ、地域独自の「ブランド」の確立を通じた日本の顔となる観光地域の創出に向けた取組を支援する。

● 対象者

法人格を有する「観光地域づくりプラットフォーム」

（観光圏整備法（「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」（平成20年法律第39号）及び基本方針（「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針」（平成24年12月27日改正））に基づき作成され、かつ同法第8条第3項により新たに認定を受けた観光圏整備実施計画に記載されている法人。）

● 対象事業

(1) 観光地域ブランド確立基盤づくり支援

○ 補助対象事業：ブランド戦略の策定に係る事業

（ブランドのコンセプトの磨き上げ、ブランドのコンセプトを来訪者が体感できる滞在プログラムの企画等）

※対象地域は観光圏の取組みが一定程度地域に浸透し、かつ、地域独自の価値を戦略的に創出・提供することにより「ブランド」の評価の確立を目指す地域

(2) 観光地域ブランド確立支援

○ 補助対象事業：ブランド戦略に基づく事業

①主たる滞在促進地区を起点とする滞在プログラムの実施するに当たっての課題を解決するために必要な事業

（滞在プログラム等と連動した修景、ガイド育成、案内板の整備等）

②主たる滞在促進地区の魅力向上のために必要な事業

（宿泊サービスの改善・向上、地区の景観の維持・向上等）

③観光地域のブランド確立のために必要となるブランドの管理を行う事業

（マーケティング調査、品質管理・保証システムの開発等）

等

※対象地域はブランド戦略を策定の上、ブランドの維持・向上に向けた事業を実施する地域

● 支援内容

(1) 観光地域ブランド確立基盤づくり支援 ⇒補助額：上限500万円

(2) 観光地域ブランド確立支援 ⇒補助額：事業費の4割

※ 滞在プログラムの企画、ガイド育成、宿泊サービスの改善・向上、マーケティング調査、品質管理・保証システムの開発 等

◆ 観光交流人口の拡大による地域の活性化のためには、滞在交流型観光の促進が重要

◆ 我が国の人口減少が進み、観光客獲得の国際競争が激化する中、国内外から選好される滞在交流型の地域づくりを促進するため、「観光地域づくりプラットフォーム」による地域独自の「ブランド」の確立に向けた取組を支援することで滞在交流型観光を推進

○問い合わせ・申請先 近畿運輸局 観光部 観光地域振興課
電話06-6949-6411 FAX06-6949-6135

●事業イメージ

観光地域づくりプラットフォームの役割

観光地域
づくり実施
基本方針
の策定

観光旅客及び市場に関
するマーケティング調査
の定期的実施及び当該
分析に基づく観光地域
づくり実施基本方針の
改善

観光圏内にお
ける観光旅客
の滞在・回遊を
促進するため
に必要な事業

観光旅客及
び市場に対
して一元的
な対応を行
う体制の構
築

観光圏整備事業の実施
に必要な連携等に係
る調整若しくは実施状況
の管理又は評価等

観光地域づくりプラットフォームに必要な要件

複数の観光地域づくり
マネージャーで構成

法人格

会計の
区分経理

確実な実施等を担
保する体制の構築

関係者との必要な
連携・調整

支援対象（観光地域づくりプラットフォームが行う以下の取組）

（1）観光地域ブランド確立基礎づくり支援【ステージ1】

目指すべき地域の将来像の策定、マーケティングの実施等を通じたブランド戦略の構築
（補助額：上限500万円）

（2）観光地域ブランド確立支援【ステージ2】

ブランド戦略に基づく、取組の課題を解決するための事業、主たる滞在促進地区の魅力を上向するために必要な事業、
ブランドの管理を行う事業等（補助額：事業費の4割）
事業例：滞在プログラムの企画開発、ガイド育成、二次交通需要調査、品質管理・
保証システムの開発 等

滞在交流型観光の推進と地域独自の「ブランド」の確立による観光を通じた地域の活性化

観光地域ブランド確立支援事業選択一覧

